

登録規程

(目 的)

第1条 本規程は、日本ろう者バドミントン協会（以下「本協会」という。）規約第3章第7条により、登録に必要な事項を定める。

(会 員)

第2条 本会は第3条の目的を賛同する者で、次の会員をもつて構成する。

- (1) 日本国籍を有する者であることとする。
- (2) 18歳未満の者は学校長及び、保護者の認可の証明を頂くこと。

(登 録)

第3条 本協会を通じて登録しなければならない。

第4条 登録は本人が登録申込書に捺印記入し、登録料を添えて行う。

(登録料)

第5条 登録料は次の各項により納入する。

1. 一般登録 3,000円
2. 学生登録 2,500円  
※学生証のコピーを添付する。
3. 家族登録 2名 5,000円  
3名 7,500円  
4名 10,000円  
※夫婦も家族割引対象とする。
4. 賛助会員 3,000円  
※1.～3.以外の聴こえる者
5. 強化指定選手登録 10,000円

入会時に納入すべき会費は、入会申込後**2週間**以内に納入しなければならない。

納入した年会費は、一切返還しない。

2年目以降の会費の納入は、各年度の前年度3月末日までに納入するものとする。

本規程は、**役員会**の承認を経て、改定することができる。

(期 限)

第6条 登録の有効期限は、毎年3月31日迄とし毎年登録の申請をするものとする。

(大会出場)

第7条 本協会の主催する大会は、登録個人でなければ出場できない。

(退 会)

第8条 退会しようとする会員は会長に届け出なければならない。

(除 名)

第9条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本協会の規約に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為のあったとき。
- (3) 本協会の会員として不適格な言動があったとき。

(その他)

第10条 この規程の改廃は役員会で決定する。

附 則

1. この規程は平成28年4月1日より施行する。
2. 本規程の一部を改正し、平成29年4月1日より施行する。